

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、人材派遣会社であるA市所在のB（以下「派遣元」という。）に登録され、平成〇年〇月〇日から会社C（以下「派遣先」という。）において、商品リストに記載されている商品を倉庫から出してくるピッキング作業などに従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日は終日ピッキング作業、翌日は午前中は荷受け作業、午後からピッキング作業を行ったところ、翌々日の同月〇日の起床時に腰に痛みを感じ、その後も腰の痛みは続いたが、日常生活には支障はなく、同年〇月〇日に退職するまで派遣先での業務に従事したとしている。

請求人は退職後、就労はせず安静にしていたが、平成〇年〇月〇日の起床時に腰に激痛が走り、D整形外科に受診して「腰椎捻挫」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は平成〇年〇月〇日の派遣先での業務により発症したものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件傷病と業務との間には因果関係は認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却し

たので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人によると、平成〇年〇月〇日に生じた腰痛は次第に和らぎ、離職後の同年〇月にはかなり軽減されていたが、平成〇年〇月〇日の起床時に激痛を生じたため、D整形外科を受診したところ、本件傷病と診断されている。腰椎捻挫は、種々の状況で発症するが、請求人の場合、起き上がる際に腰をひねる動作で突然痛みが生じて発症したと見るのが自然である。したがって、本件傷病の発症は離職後3か月を経過してからであり、その原因に業務が関与しているとは認められない。

(2) 請求人は、本件傷病は平成〇年〇月〇日の荷受け作業中に発症した旨申し立てているが、退職日まで災害の報告もなされなかったことから、決定書理由第2の1の判断の要件に示す「業務上腰痛の認定基準等について」(以下「認定基準」という。)にある「腰部の負傷又は腰部の負傷を生ぜしめたと考えられる通常の動作と異なる動作による腰部に対する急激な力の作用が業務遂行中に突発的なできごととして生じた」とは認められず、また、その際、本件傷病と推定し得る強い腰痛の自覚症状もなかったことから、請求人の申し立てている腰痛は災害性の原因によるものとは認められず、本件傷病を、この時に発症したとする根拠は認められない。

(3) 仮に、平成〇年〇月〇日から退職日である同年〇月〇日までの期間において、腰部に過度の負担のかかる作業を行っていたとしても、派遣先での作業期間は1か月弱であり、認定基準にある「腰部に過度の負担のかかる業務に比較的短期間（おおむね3か月から数年以内をいう。）従事する労働者に発症した腰痛」にも該当しない。また、そもそも、請求人の扱った重量物は10kg程度であることから、請求人の行った業務が腰部に過度の負担のかかる業務に該当しないことは明らかである。

(4) 医証についてみると、E医師は平成〇年〇月〇日付け意見書において、本件傷病発症日を平成〇年〇月〇日としているが、客観的な根拠や業務との関連については言及しておらず、G医師は、本件傷病の原因が業務にあるとは考えにくい旨、意見している。F医師も本件傷病の発症と業務との因果関係を否定している。

(5) 以上のことから、本件傷病は、業務上の事由によるものと認めることはできないと判断する。

3 以上のとおりであるので、請求人に発症した本件傷病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。